

新設合併と編入合併の比較

項 目	新設合併	編入合併
定 義	2以上の市町村の区域をもって新たに市町村を置くことで、市町村数の減少を伴う	市町村の区域を他の市町村に編入することで、市町村数の減少を伴う
法人格	合併関係市町村の法人格は一旦なくなり、新たに法人格が発生	編入する市町村の法人格が継続
合併後の市町村の名称	新たに制定	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することも可能
事務所の位置	新たに制定	通常は編入する市町村の事務所の位置
市町村の長	消滅する合併関係市町村の長は失職 合併選挙により選任されるまでの間、市町村長職務執行者を選任する	編入される市町村の長のみ失職
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議員は失職 合併市町村の法定数による設置選挙
	特例	編入する市町村の議員は在任し、編入される市町村の議員は失職 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする 編入される市町村の議員で合併関係市町村の議員の被選挙権を有する者は、編入する市町村の議員の残任期間だけ在任する。この場合、最初の一般選挙で編入合併の特例定数を採用可能
農業委員会の委員	原則	消滅する合併関係市町村の委員は失職
	特例	編入される市町村の委員の内、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する者は、10～80人の範囲で1年以内在任可能 編入する市町村の委員の内、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する者は、40人の範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任可能
特別職の職員	新たに選任	編入する市町村の特別職は在任し、編入される市町村の特別職は全員失職
条例規則	新たに制定	編入する市町村の条例規則を適用する（合併により必要な改正を行う）
市町村建設計画の策定	新たな市町村が設置されることから、新市町村の全域を対象として策定されることが多い	編入される区域が果たす役割などを考慮し、編入される地域を中心として策定されることが多い
合併特例債	上記計画に準じて策定する事業に適用	上記計画に準じて策定する事業に適用
事務事業の調整	協議の基軸を明確に決められない難しさがある	編入する市町村の制度を基軸に、編入される市町村の良い制度は残すよう配慮する